

看 護 課

1. 看護職員確保対策について

(1) 看護職員確保に向けた施策の方向性・看護職員就業者数の推移

看護職員確保については、従前から、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を進めており、看護職員就業者数は、令和2（2020）年で約173万人であり、この12年間で約33万人増加している。 【PI看3】

(2) 看護人材確保法に基づく看護師等確保基本指針について

平成4年に本指針を制定してから現在のまでの間に、

- ・ 平成13年の保健師助産師看護師法の改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと
- ・ 今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること
- ・ コロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること

等から、令和5年10月26日に本指針の改定を行った。

本指針は、国、地方公共団体、病院等の開設者等、看護師等そして国民が一体となって看護師等確保対策を総合的に推進するためのものであり、厚生労働省においても、都道府県の皆様と一体となって、本指針に記載されている各取組を進めていく。

また、同日（令和5年10月26日）付けで、各都道府県知事宛に「看護師等の確保を推進するための措置に関する基本的な指針について」を発出しているので、同通知に基づき、関係団体等への周知をお願いします。 【PI看4】

(3) 看護補助者の確保等の推進について

医療分野における人材不足の状況や昨今の物価高騰の状況から、医療関係職種の中でも賃金水準が低く、確保が困難な看護補助者に対する処遇の改善をはじめとする確保・定着の取り組みは重要となっている。

先ほどの、看護師等確保基本指針においても、看護補助者の確保等の推進について記載されるとともに、令和6年度診療報酬改定においても、看護職員をはじめとしたメディカル等の賃上げに対応することとされている。

こうした中、令和5年度補正予算では、看護補助者の確保等に資するよう

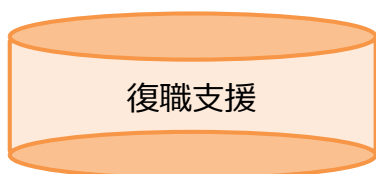
- ・ 看護補助者の処遇改善として、賃金を月額平均6,000円上げるための経費
- ・ 各都道府県ナースセンターにおいて、看護補助者の職業紹介を実施するためのシステム改修等の経費

等を計上したところである。

各都道府県におかれては、委託先であるナースセンターが適切に事業を行えるよう必要な予算措置を実施いただくとともに、看護補助者の処遇改善事業を周知し、適切に活用いただくようお願いする。 【P I 看 4】

看護職員確保に向けた施策の方向性

看護職員の確保に当たっては、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を推進していく。



①看護職員の新規養成

- ✓ 地域医療介護総合確保基金により、看護師等養成所の整備や運営に対する財政支援を実施。
- ✓ 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の実施。

②看護職員に対する復職支援

- ✓ 都道府県ナースセンターが、無料職業紹介や情報提供・相談対応等を通じて、潜在看護職の復職支援を実施。
- ✓ 「デジタル改革関連法を活用した看護職の人材活用システム」（令和6年度運用開始予定）の構築により、ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援を充実。

③看護職員の定着促進

- ✓ 地域医療介護総合確保基金により、病院内保育所の整備・運営や仮眠室・休憩スペース等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援を実施。
- ✓ 都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護職員を含めた医療従事者の勤務環境改善のための体制整備を行う医療機関に対して総合的・専門的な支援を実施。

看護職員の処遇改善

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年2月～9月は補助金により収入を1%程度引き上げる措置、令和4年10月以降は診療報酬により収入を3%程度引き上げる措置（看護職員処遇改善評価料）を実施。

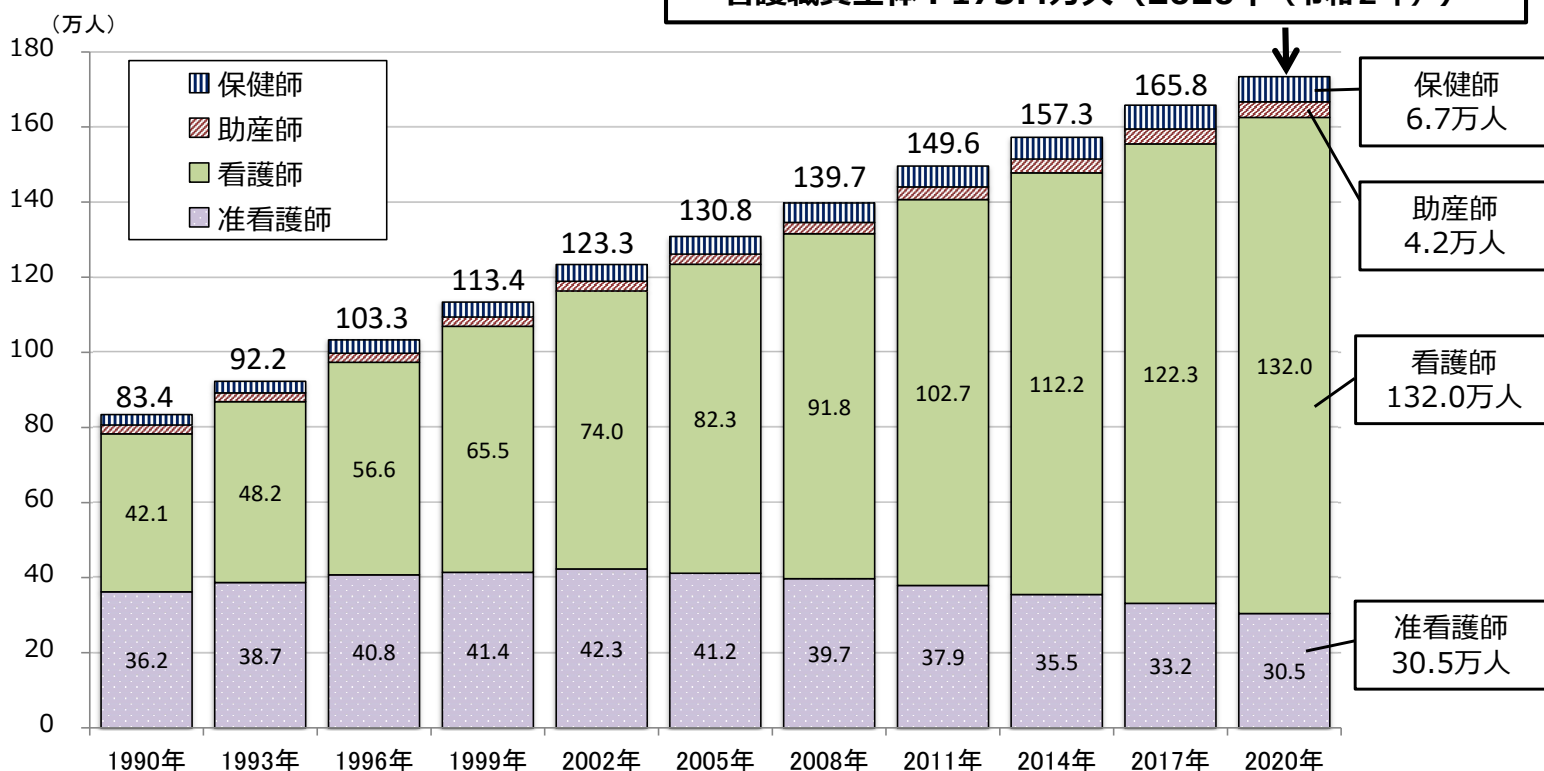
地域・領域別の課題への対応

第8次医療計画（令和6年度～）に基づき、都道府県において、都道府県・二次医療圏ごとの課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進するとともに、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方策を策定。

看護職員就業者数の推移

看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は増加を続け、2020年（令和2年）には173.4万人となった。

看護職員全体：173.4万人（2020年（令和2年））



資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計・推計

・病院で就業する看護職員数は、2017年以降は「医療施設（静態）調査」、2014年以前は「病院報告（従事者票）」による。

・診療所で就業する看護職員数は「医療施設（静態）調査」による。

・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については、「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定について

- 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第3条に基づき、国民に良質かつ適切な医療の提供を図るために、看護師等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定することとされている。
- 1992年12月の本指針の制定から現在までの間、①2001年の保健師助産師看護師法の改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと、②今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代(担い手)が急減する中で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、③コロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること等から、2023年10月に本指針の改定を行った。
- 改定の概要は以下のとおり。 ※今回の改定以降も、医療提供体制の見直しに係る状況等を踏まえて、必要に応じて本指針の見直しを行う。

① 看護師等の就業の動向

- ・看護師等の就業者数は増加(1990年 83.4万人 → 2020年 173.4万人)
- ・2025年需要推計によると、2020年の就業看護師等数よりも増大が必要
- ・需給の状況は地域別・領域別に差異があり、地域・領域ごとの課題に応じた確保対策が重要
- ・2040年に向け生産年齢人口が減少していく中で看護師等の確保の推進が必要
- ・2040年頃を視野に入れた新たな看護師等の需給推計は、今後の医療計画の作成等に活用できるようにすることが重要

② 看護師等の養成

- ・看護師等の教育の課程は、保健師、助産師、看護師(三年課程、二年課程)及び准看護師の各課程からなり、全日制・定時制など多様な形態で構成される
- ・地域医療介護総合確保基金による看護師等養成所の整備・運営の支援が重要
- ・看護関係資格の取得を目指す社会人経験者の教育訓練の受講支援が重要
- ・療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、訪問看護ステーション等での需要増加に対応するため、多様な場での実習の充実を更に図っていくことが重要
- ・今後は看護学生の減少が予想されるため、質の高い看護教員の確保や看護師等を安定的に養成する取組など、地域の看護師等学校養成所間での議論が望まれる

③ 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善

- ・看護師等の就業継続を支援していくため夜勤等の業務負担の軽減や病院等のICT化の積極的な推進による業務の効率化を図っていくことが重要
- ・労使において業務内容、業務状況等を考慮した給与水準となるよう努める
- ・仕事と育児の両立支援に向けた環境整備の推進や地域医療介護総合確保基金による支援も活用した勤務環境改善のための体制整備を進めるよう努める
- ・職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要
- ・チーム医療推進のため、タスク・シフト/シェアを進めていくことが重要

⑦ その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

- ・看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が「看護」の重要性や魅力について理解と関心を深めることが必要
- ・看護補助者が実施可能な業務については、看護補助者が担っていく環境を整備することや看護補助者の社会的な認知の向上に努めることが重要

④ 研修等による看護師等の資質の向上

- ・看護師等はライフイベントによるキャリア中断が多いため、新人世代から高齢世代までを通じたキャリアの継続支援が重要
- ・すべての新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得することが重要
- ・個々の看護師等が置かれた状況等により、例えば、特定行為研修の受講など、就業場所、専門領域、役職等に応じた知識・技術・能力の向上が求められる
- ・看護師等の指導を行う看護管理者の役割が重要であり、看護管理者には自らの病院等のみならず地域の様々な病院等と緊密に連携する能力が求められる

⑤ 看護師等の就業の促進

- ・新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組の推進が重要
- ・都道府県ナースセンターにおける職業紹介等の充実や公共職業安定所と都道府県ナースセンターとの緊密な連携を通じたマッチングの強化が重要
- ・「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」により、看護師等のスキルアップの推進を図ることが重要
- ・都道府県・二次医療圏ごとの地域の課題に応じた看護師等の確保や領域別の今後の看護師等の需給を踏まえ、訪問看護における看護師等の確保が重要
- ・人生100年時代において生涯にわたる看護師等の就業推進が必要

⑥ 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保

- ・新興感染症や災害が発生した場合において的確に対応できる看護師等の応援派遣が迅速に実施できるよう、災害支援ナースの養成及び応援派遣を行う仕組みを構築することが必要
- ・国においては、災害支援ナースの養成及びリスト化を進めるとともに、全国レベルでの看護師等の応援派遣調整に係る体制を整備することが重要
- ・都道府県においては、災害支援ナースの応援派遣に係る医療機関等との間の協定の締結を着実に進めることが重要

施策名:看護補助者の処遇改善事業

令和5年度補正予算額 49億円

① 施策の目的

- ・医療分野では他の産業に賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする。

③ 施策の概要

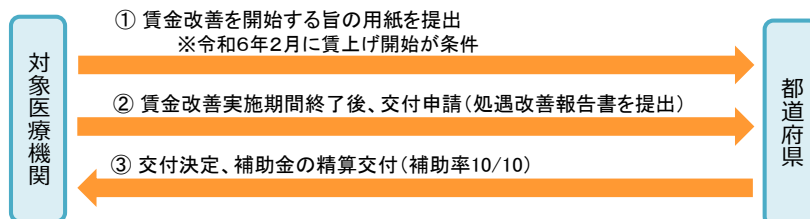
- ・病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額
- 対象施設 病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- 対象職種 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者
看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・給与水準の引上げによって看護補助者の確保・定着が促進されることにより、看護職から看護補助者へのタスク・シフト/シェアが円滑化することなどから、現場における効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

施策名: 中央ナースセンター事業(看護補助者の就業支援等経費部分)

① 施策の目的

病院等における看護補助者の確保・定着が困難となっていることから、質の高い看護補助者を養成するとともに、看護補助者の就業支援を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

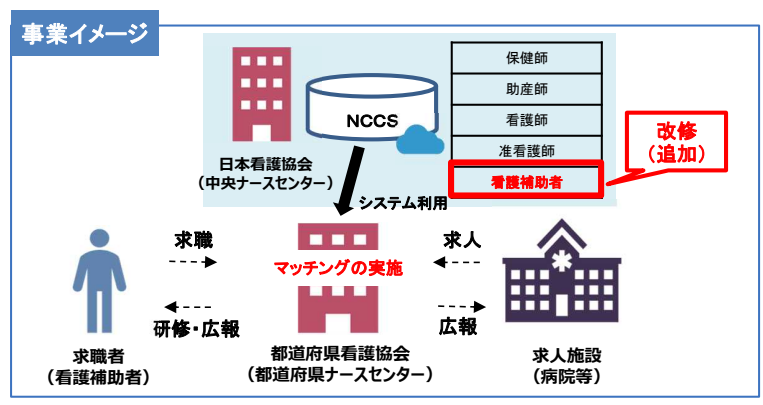
③ 施策の概要

①看護補助者として就業を希望する者に対する研修、②効率的に看護補助者の職業紹介を実施するためのナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修等、③求人施設・求職者への看護補助者業務に係る広報を実施するために必要な経費を日本看護協会(中央ナースセンター)に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



補助



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県ナースセンターが効率的に看護補助者の職業紹介等を実施することで、看護補助者の確保・定着が促進される。これにより看護職員から看護補助者へのタスク・シフト/シェアが円滑化することで、病院等における看護師等の勤務環境が改善し、看護師等の離職防止等の効果が期待される。

2. 特定行為に係る看護師の研修制度について

(1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

進展する少子高齢化に伴い、今後も国民に適切な医療を提供するためには、特定行為研修修了者の活躍が期待されている。【P I 看 8】

特定行為研修を行う指定研修機関は、令和5年8月時点で47都道府県に373箇所が厚生労働大臣により指定されており、特定行為研修修了者は令和5年9月末時点で8,820人となっている。【P I 看 8】

令和6年4月より医師への時間外労働の上限規制が適用されるにあたり、特定行為研修修了者の養成と確保の一層の推進が求められており、引き続き指定研修機関の設置や特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備等を図ることが重要であると考えている。

令和6年度診療報酬改定において、機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費1を算定）において、特定行為研修修了者や専門の研修を受けた看護師の配置が必須となった。管下の訪問看護ステーションにおいて特定行為研修修了者等の配置が進むよう、在宅領域に就業する看護師が受講しやすい取組を行うなどのご支援をお願いしたい。

(2) 令和6年度予算案における主な特定行為研修制度関連事業について

厚生労働省では、指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援等に必要経費等を補助している。【P I 看 11】

令和5年補正予算において、地域支援型の指定研修機関推進事業として、訪問看護師等が働きながらそれぞれの生活圏で特定行為研修を受講でき、受講期間中の地域の訪問看護サービス提供体制の確保を支援する指定研修機関を整備するための必要経費等を補助する。また、地域標準手順書普及等事業として、特定行為研修制度の普及と診療所等の医師が手順書を活用できるよう取り組む郡市区医師会等に補助する。さらに、医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業として、外科・救急・麻酔科等の各領域における医師向けの活用ガイドを作成・周知し、領域別のタスク・シフト/シェアの推進等を行う取組等に必要経費等を補助する。管下の指定研修機関等の医療機関に対し、各事業の周知及び参加への働きかけ等についてご支援をお願いしたい。【P I 看 12】

令和6年度予算案においては、特定行為研修の組織定着化支援事業として、特定行為研修の受講機会の拡充と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に取り組む医療機関である指定研修機関等に対して、その取組を促進するための経費を計上している。特に令和5年度の事業に都道府県内の指定研修機関が参加していない場合は、管下の指定研修機関に対し、周知及び参加の働きかけ等についてご支援をお願いしたい。【P I 看 13】

さらに、各研修機関で効果的な指導ができるよう、指導者育成等事業の中で指導者講習会の開催に必要な経費を計上しており、令和5年度は、指導者講習会を13団体に委託し、開催した。令和6年度も開催を予定している。【P I 看 14】

(3) 医療計画における特定行為研修の体制の整備及び地域医療介護総合確保基金の活用について

第8次医療計画においては、特定行為研修に係る研修体制整備に向けた具体的な計画の記載を必須とするとともに、特定行為研修修了者の就業者の目標数を設定することを予定しており、都道府県においては地域の実情に応じた数値目標の設定並びに目標達成に向けた取組をお願いしているところ。【P I 看 15】

また、都道府県においては、特定行為研修制度の推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能であり、看護師が各自の地域で特定行為研修を受講可能とするための指定研修機関・協力施設の設置等の研修体制の整備や、特定行為研修修了者がその役割と能力を十分に発揮するためのフォローアップ研修の実施等、特定行為研修修了者の活動を支援する体制の整備の推進に、地域の医療機関や関係者と連携の上、具体的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

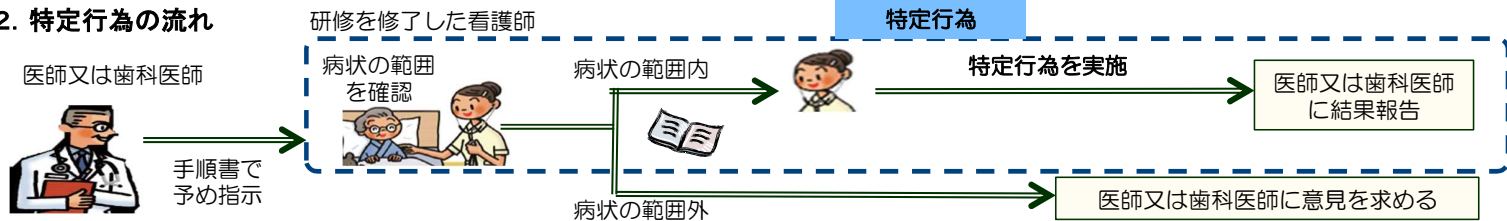
令和6年度も引き続き、都道府県での制度推進に向けた施策の実施に資するよう、都道府県会議の開催等について検討している。【P I 看 18】

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

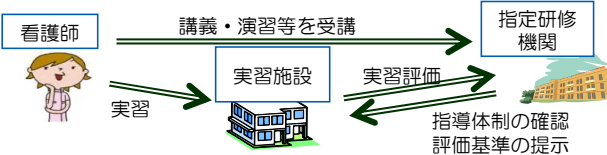
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

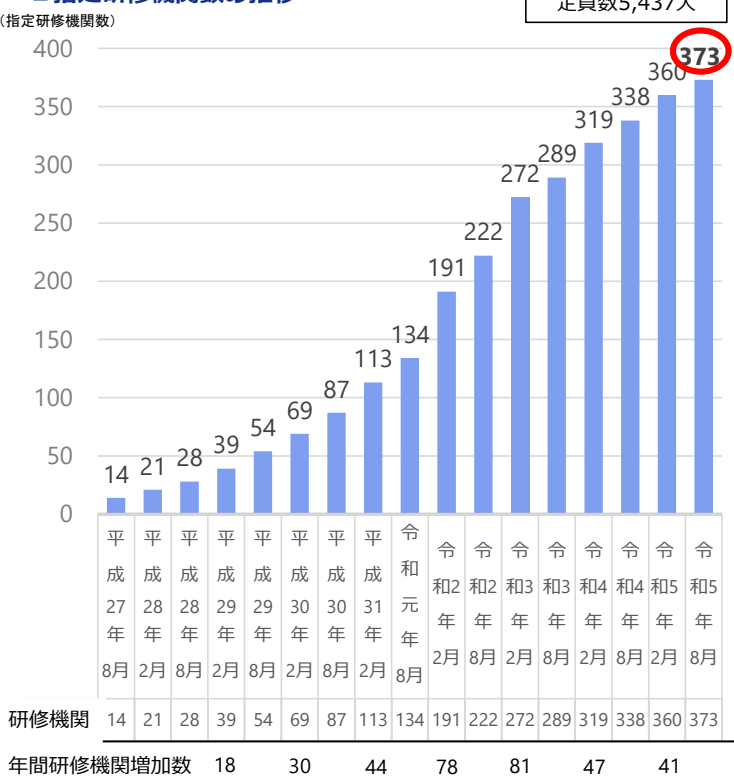
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

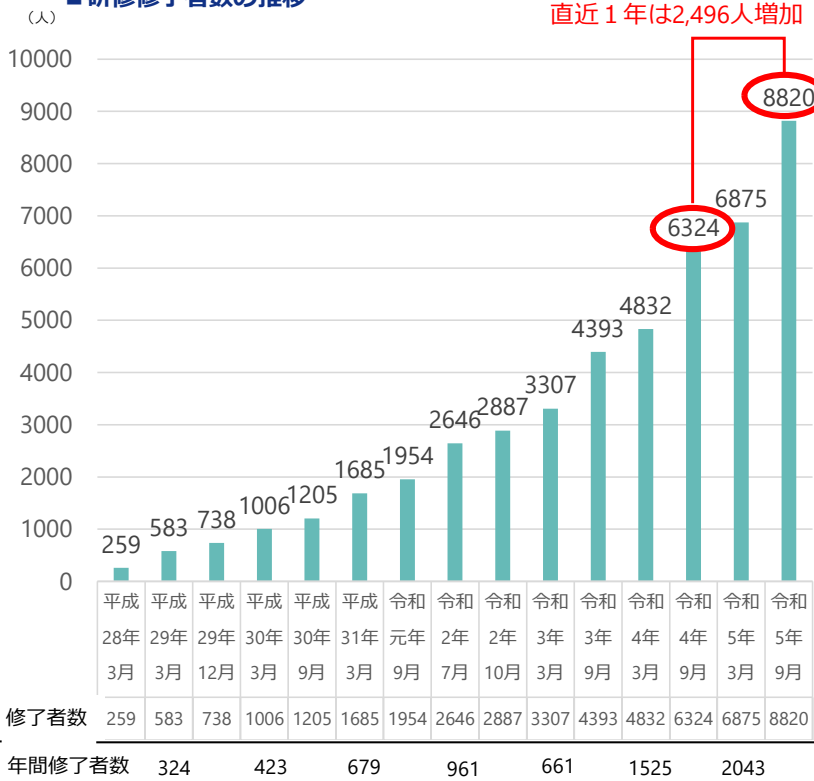
現状(指定研修機関数・研修修了者の推移)

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年8月現在で**373**機関、年間あたり受け入れ可能な人数(定員数)は**5,437**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年8月現在で**8,820**名である。

■ 指定研修機関数の推移



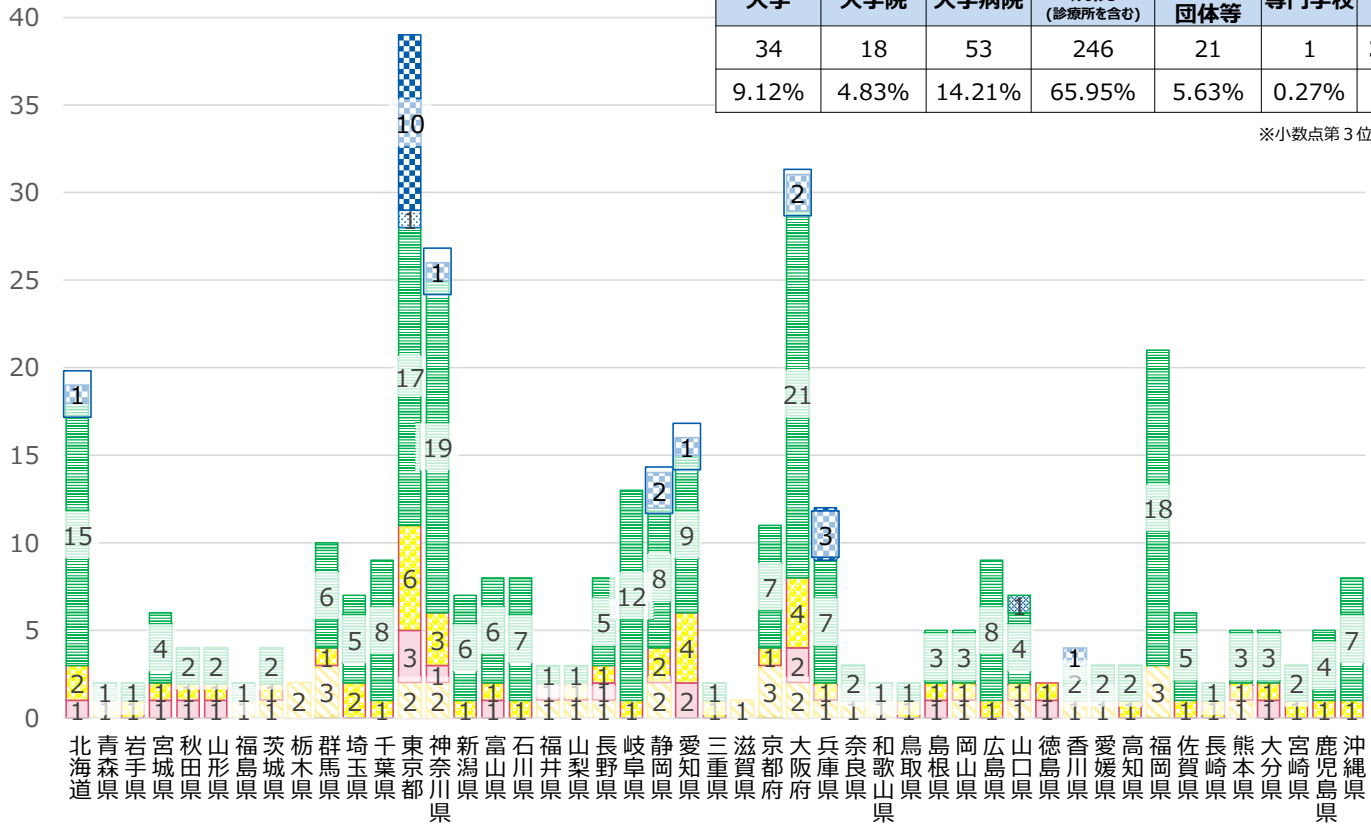
■ 研修修了者数の推移



特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和5年8月現在)

(指定研修機関数)



■施設の種別別指定研修機関数(令和5年8月現在)

大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
34	18	53	246	21	1	373機関
9.12%	4.83%	14.21%	65.95%	5.63%	0.27%	100%

※小数点第3位を四捨五入

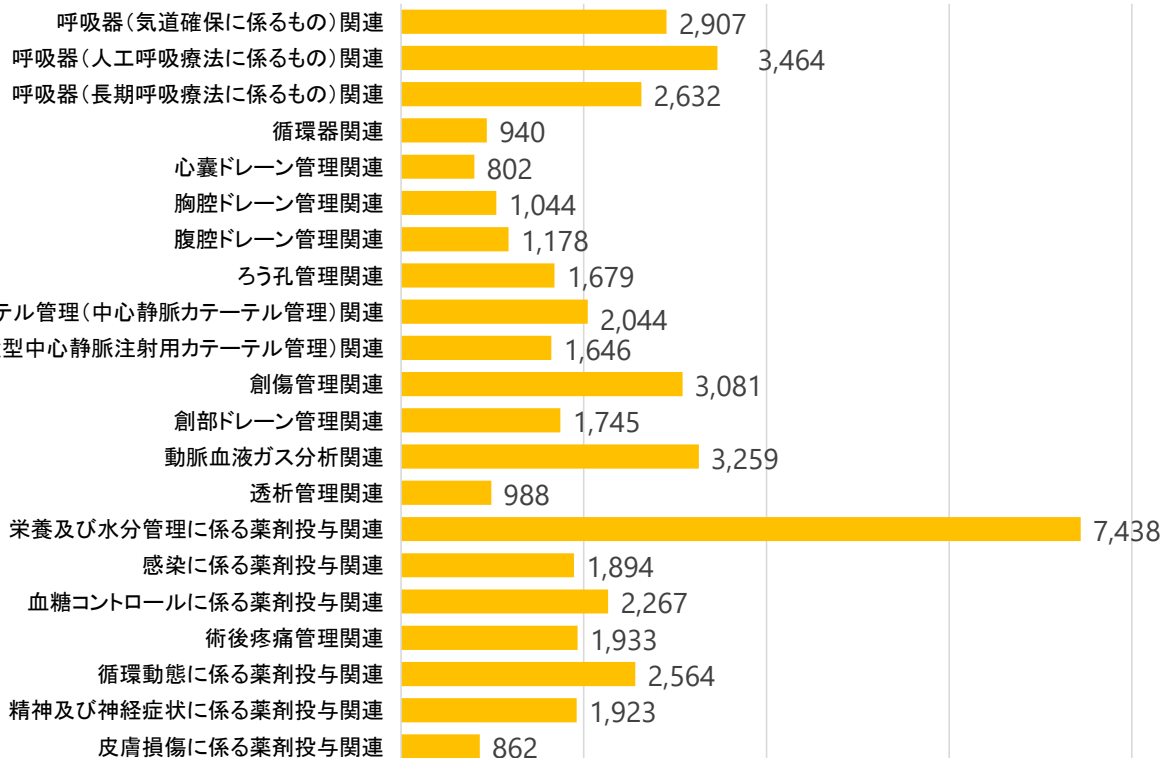
(厚生労働省医政局看護課調べ)

■大学 ■大学院 ■大学病院 ■病院 ■診療所 ■医療関係団体等 ■専門学校

特定行為研修を修了した看護師数(特定行為区分別)

○特定行為研修を修了した看護師数では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」がもっとも多い。

0 2,000 4,000 6,000 8,000 (名)

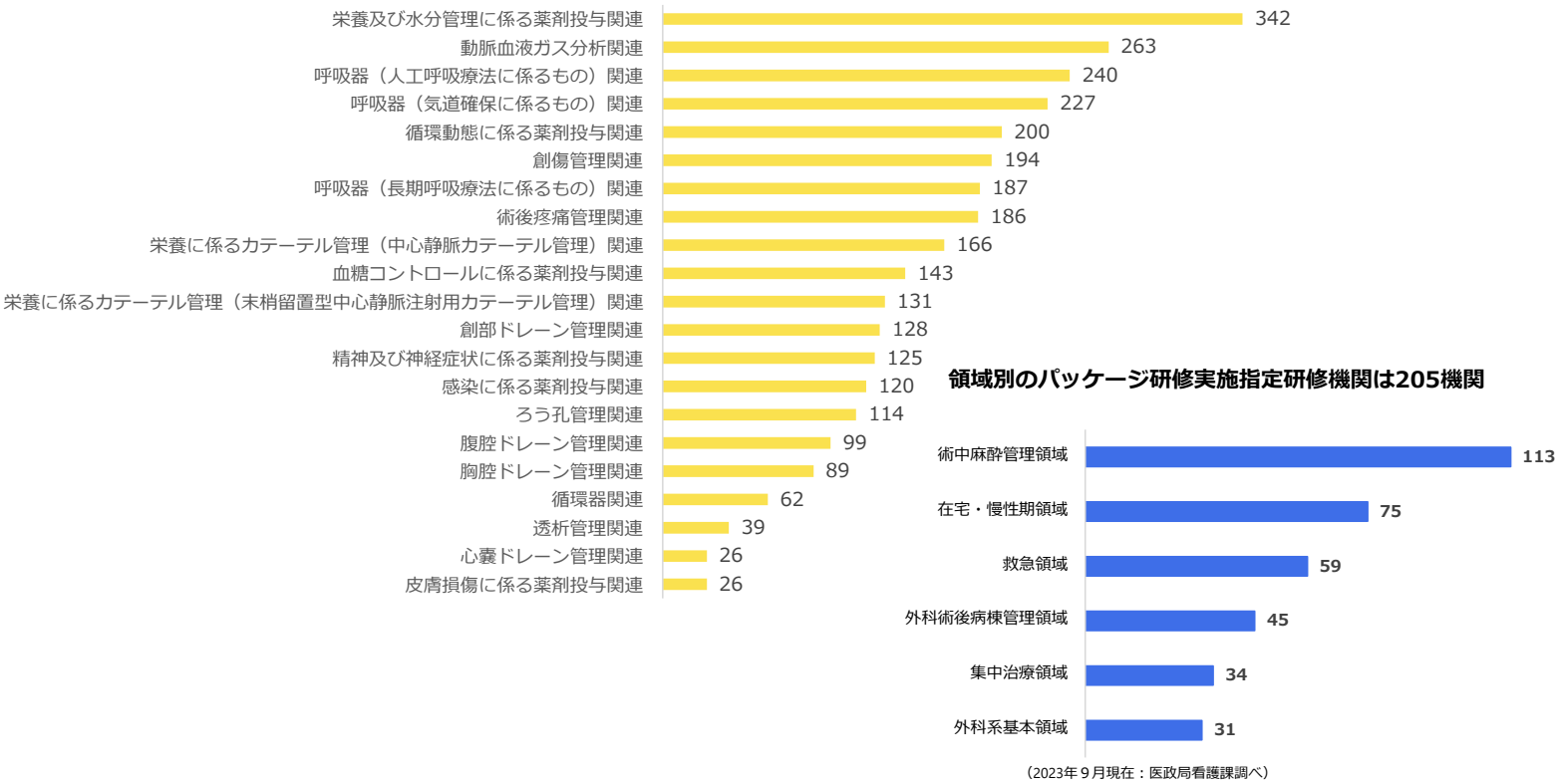


特定行為研修修了者数: 8,820名(令和5年9月現在) 各区分別修了者数の合計値: 46,290名

(厚生労働省医政局看護課調べ) 9

指定研修機関の区分別開講状況

- 特定行為区分別研修では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「動脈血液ガス分析関連」「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」が多い。
- パッケージでは、「術中麻酔管理領域」が多い。



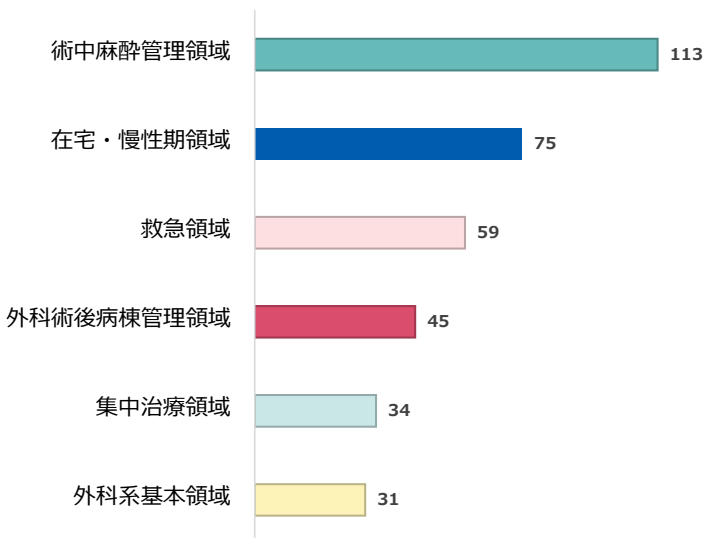
現状（領域別パッケージの指定研修機関数推移及び修了者数推移）

領域別パッケージ研修において令和5年9月で、指定研修機関は205機関、修了者数は1364人となった。

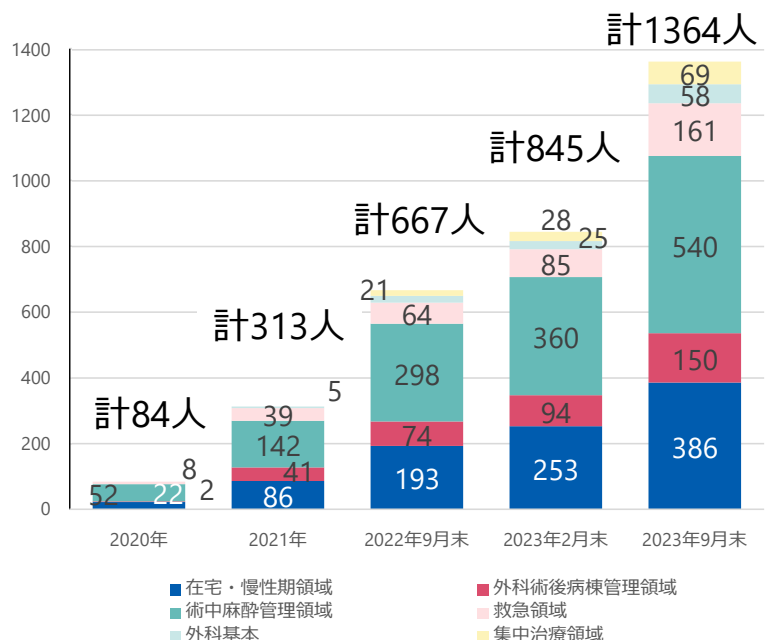
領域別パッケージ研修を開講している指定研修機関は205機関

各領域別のパッケージ研修実施

指定研修機関数



各領域別パッケージ研修修了者数の推移

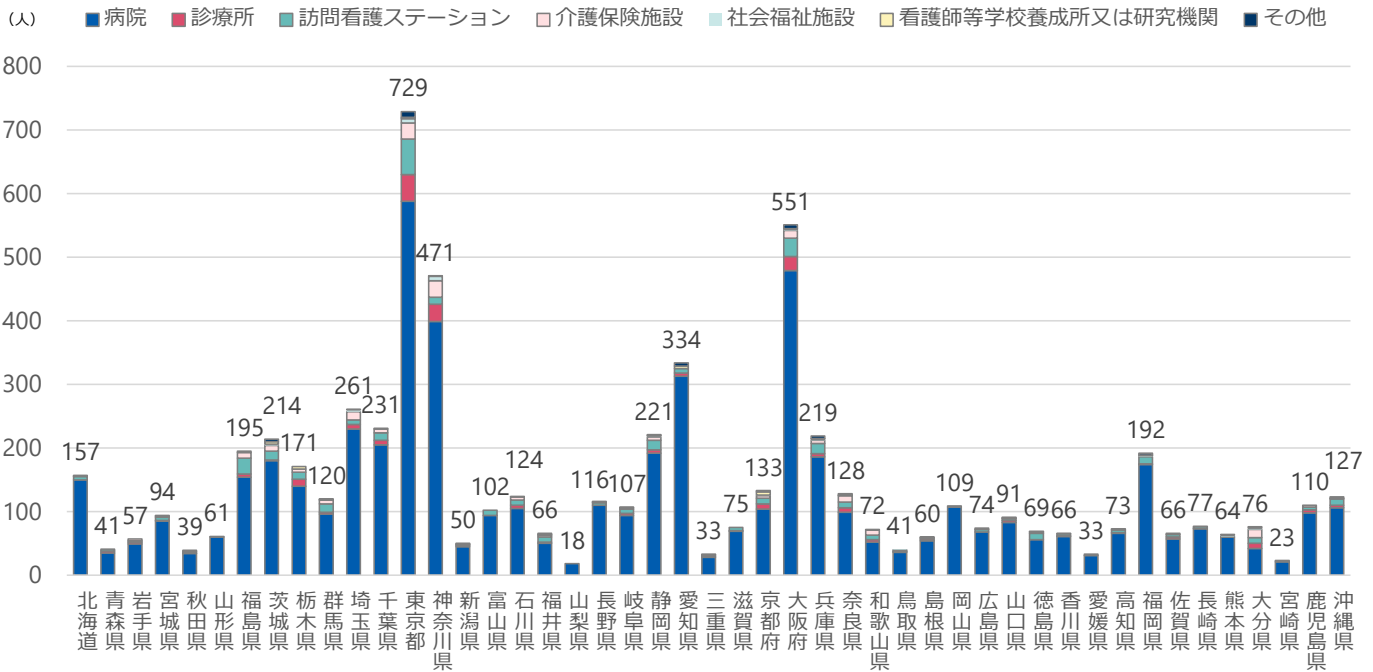


特定行為研修修了者の就業状況

【就業場所別】

	病院	診療所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	看護師等学校養成所又は研究機関	その他	合計
就業者数(人)	5,636	214	375	194	33	40	49	6,541
割合	86.2%	3.3%	5.7%	3.0%	0.5%	0.6%	0.7%	100.0%

【都道府県別】



【出典】令和4年度衛生行政報告例より看護課作成

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和6年度当初予算案 5.1億円(令和5年度予算額 5.4億円)

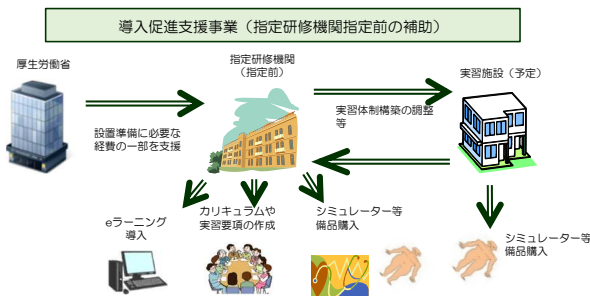
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要がある。(平成27年特定行為研修制度を創設)
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円(111,335千円)

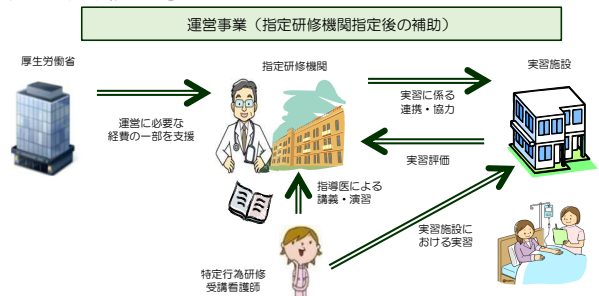
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円(418,018千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円(11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

施策名: 地域における特定行為実施体制推進事業

① 施策の目的

高齢者の増加・人口減少に伴いさらなる在宅医療等の推進に対応するため、多くの訪問看護師等が特定行為研修を受講し、特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制の構築を目的とする。

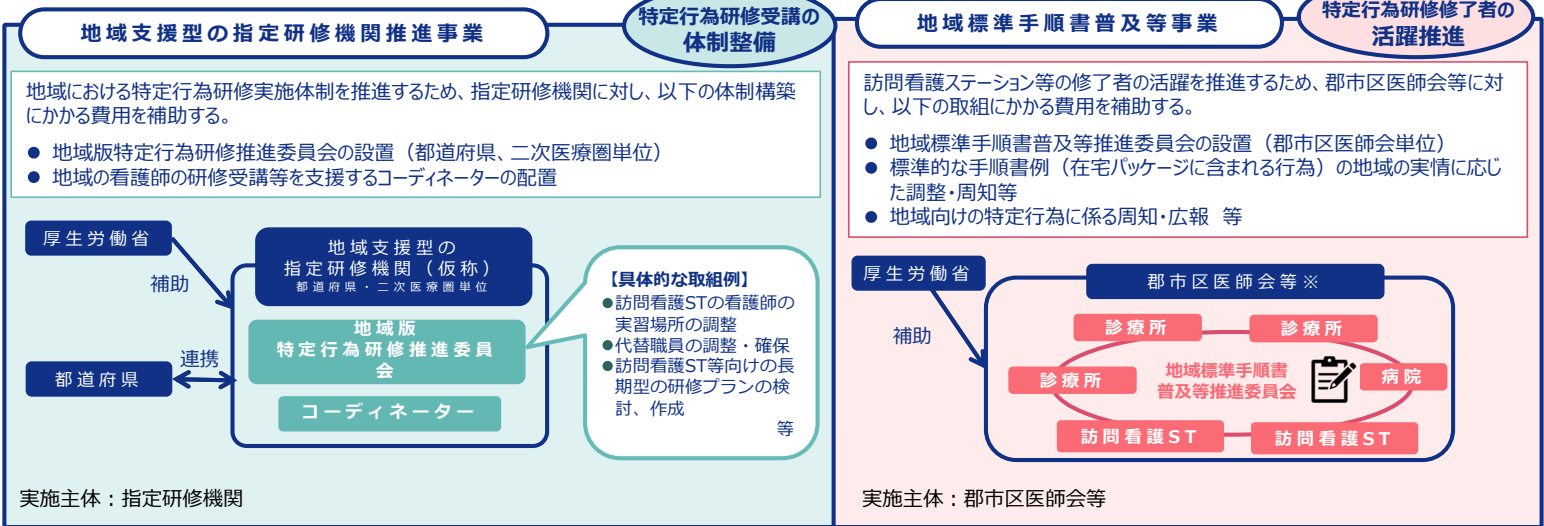
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

訪問看護ステーション等の看護師に受講支援等を行う指定研修機関が、特定行為研修推進委員会を設置し、実習場所や代替要員の調整を行う。また、郡市区医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、地域の実情に応じた標準的な手順書例等の調整、周知・広報等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修修了者を養成・確保することにより、医師と看護師間のタスク・シフト/シェアを推進する。

施策名: 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

① 施策の目的

外科・救急・麻酔科等の領域別のタスク・シフト/シェアの推進等を目的とし、医学系学会等が、各領域における医師向けの特定行為研修修了者の活用ガイドを作成・周知を図る。

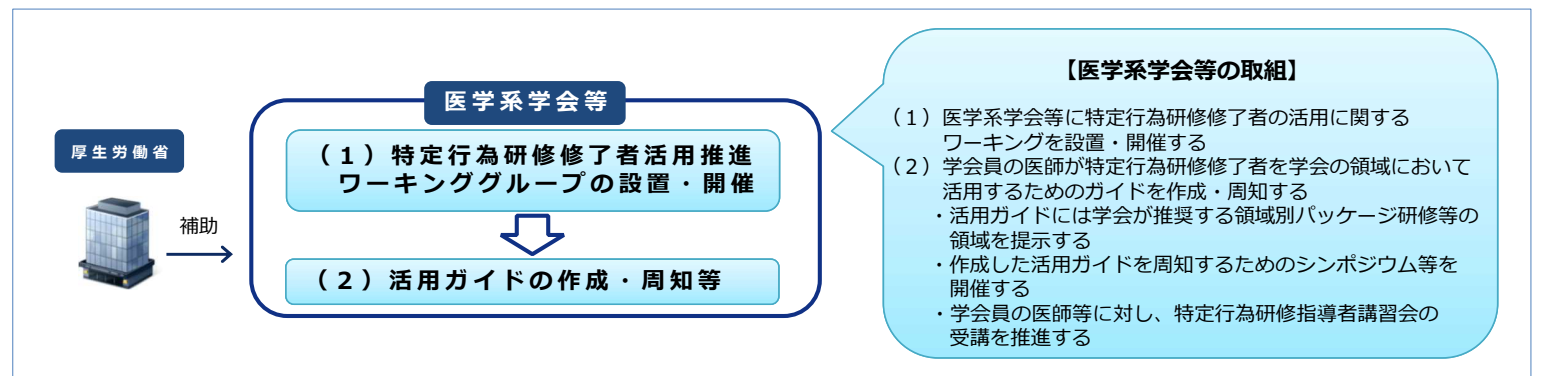
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い領域における特定行為研修修了者の活用を推進するため医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成、普及及び周知のためのシンポジウム開催等に必要経費に対する財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

各学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し、医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知することで、医師と特定行為研修修了者(看護師)間のタスク・シフト/シェアを推進する。

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和6年度当初予算案 1.8億円 (1.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

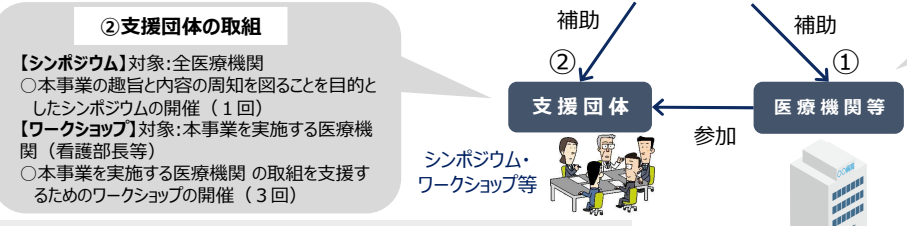
- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。
- 本事業は令和5年度に各県1カ所程度の実施を見込んで予算計上されたが、**指定研修機関からのニーズも高く、更なる特定行為研修修了者の活用の促進を図るため、実施が所数の拡充を行うものである。**

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

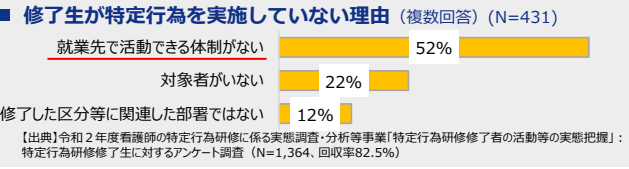
- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関等又は医療機関を運営する指定研修機関
② 関係団体
- 補助率：①1/2 ②10/10

事業スキーム



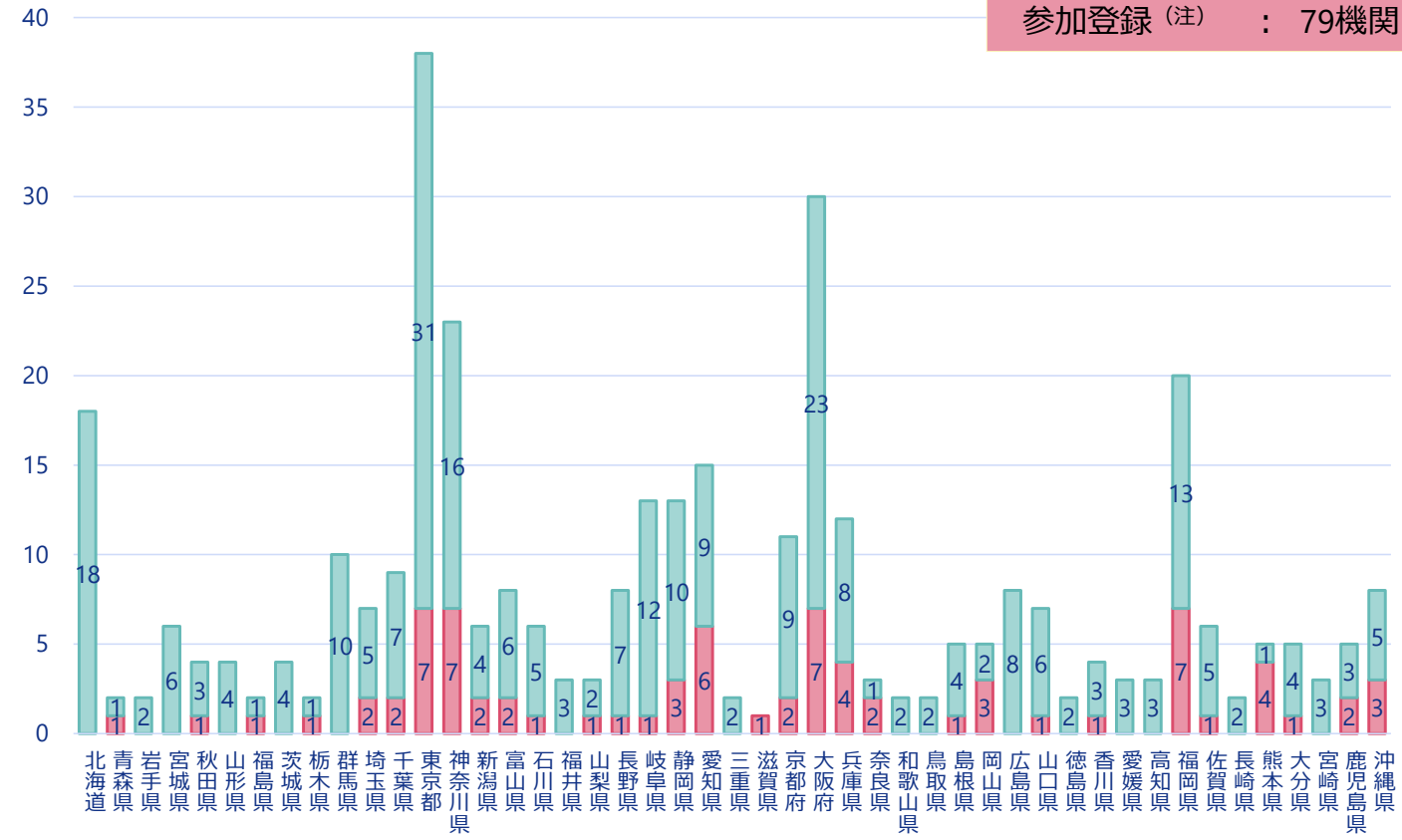
- #### ②支援団体の取組
- 【シンポジウム】**対象:全医療機関
○本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】**対象:本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（3回）

- #### ①医療機関等の取組（補助要件）全て必須
- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
・組織内共通の手順書の作成・見直し
・安全な特定行為の実施の確認 等
 - (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
 - (3) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
 - (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加



組織定着化支援事業に参加登録した指定研修機関数

参加登録（注）：79機関



（注）令和5年8月時点で厚労省に申し出があった施設数であり、補助金の交付施設数とは異なる。- 看13

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和6年度当初予算案 66百万円 (66百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用を推進するため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

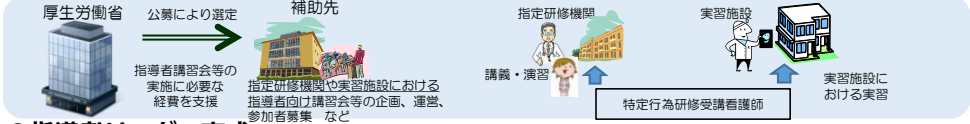
特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・補助先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・補助先：公募により選定された団体



実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
 - ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
 - ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
 - ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
 - ⑤ 調査結果の公表・周知 等
- ◆補助先：公募により選定された団体

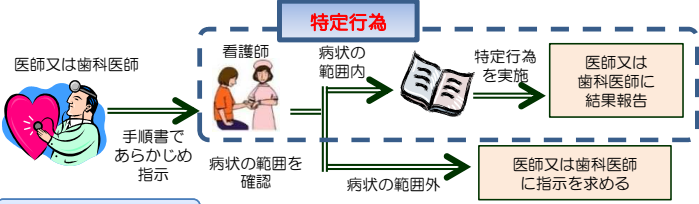
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）医療提供体制施設整備交付金2.6億円の内数（医療提供体制施設整備交付金2.6億円の内数）

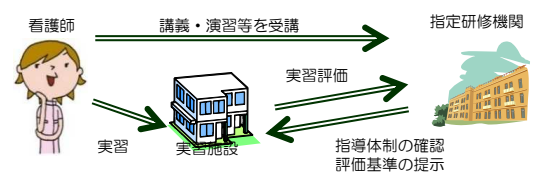
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

- （補助先）
- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
 - ② 指定研修機関
- （補助率）
- 1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 第 8 次 医療計画に記載する事項

- **地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画** 例) 指定研修機関や協力施設の目標数の設定等
- **特定行為研修修了者の就業者数**

■ 目標値設定の考え方（案）

指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえ、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めることとしてはどうか。

その際、専門性の高い看護師の確保に係る以下の観点も考慮することとしてはどうか。

- 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
- 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1	2	3
在宅・慢性期領域の就業者数	新興感染症等の有事に対応可能な就業者数	医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数
【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 看護師数が常勤換算 5 名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各 1 名以上の配置する場合の就業者数● 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出● 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数● 療養病棟や介護施設等に 1 名以上配置する場合の就業者数 等 <p>例</p> <p>全訪問看護ステーション数：100 うち、看護師が常勤換算で 5 名以上の訪問看護ステーション数：40 40の訪問看護ステーションに 1 名以上の修了者：40 箇所×1 名 = 40名以上</p>	【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に 2 名以上配置、等）● 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等 <p>例</p> <p>特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35 救命救急入院料を算定する病棟数：15 上記の各病棟に最低 2 名以上の配置： 2 名×50 = 100名以上</p>	【算出例】 <ul style="list-style-type: none">● 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ● 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。<ul style="list-style-type: none">・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数・外科病棟に日勤帯に 1 名以上、毎日配置するために必要な人数） 等 等

①～③の合計 + α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

特定行為研修に係る目標値の考え方（政策循環：PDCAサイクル）

・**現状の把握**：意向調査や実態調査等、既存の統計等により特定行為研修に関する現状を把握。

・**課題の抽出**：特定行為研修修了者に期待する役割や目指すべき方向性を踏まえて課題を抽出。

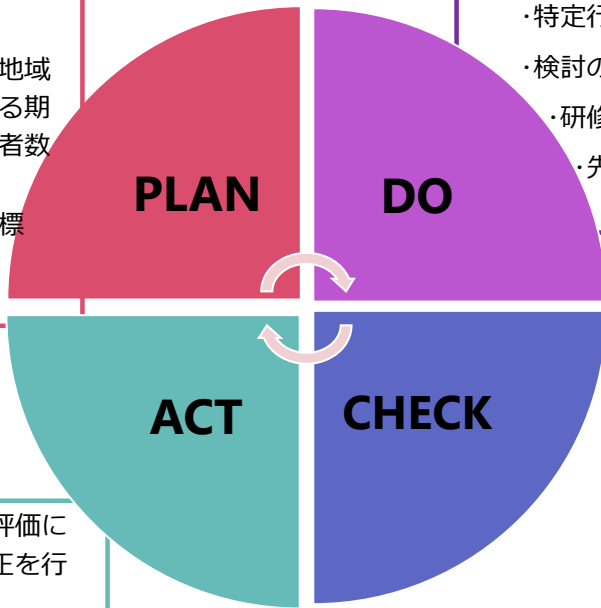
・**数値目標**：抽出した課題をもとに、地域の実情に応じた目標と目標達成に要する期間を定める。（指定研修機関数や就業者数等）

・**計画の策定**：課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を練り込んだ計画の策定。

・**施策の実施**：課題に対応した数値目標達成のために行う具体的な施策を実施。

【医療介護総合確保基金の活用例】

- ・特定行為研修修了者の養成と活用に関する
- ・検討の場の設置
- ・研修受講に係る受講料や旅費等を補助
- ・先進地への視察研修の実施 等



・**施策の改善**：進捗状況の評価に応じて、施策の見直しや修正を行う。

・**評価**：数値目標の達成状況や施策の進捗状況の評価。（計画策定時に評価を行う時期を明記しておく。）

<データソース>

- 指定研修機関数：厚生労働省公表数値
- 協力施設数：指定研修機関による公表
- 特定行為研修修了者の就業者数：業務従事者届

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（医政地発0331第3号令和2年4月13日）別紙）より看護課にて作成

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

（令和3年度実施状況・令和4年度計画）

令和4年5月看護課調べ（2022年10月25日更新）

	令和3年度実施状況	令和4年度計画状況
事業実施都道府県数	44都道府県	44都道府県
実施事業数	74件	80件
財源	地域医療介護総合確保基金	73件（43都道府県）
	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	2件
	居宅等における医療の提供に関する事業	16件
	医療従事者の確保に関する事業	27件
	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	0件
地域医療介護総合確保基金以外	7件（6都道府県）※複数回答あり	7件（6都道府県）※複数回答あり
実施内容	受講料等の費用負担を実施している40都道府県 青森県 ² 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ³ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ³ 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ¹ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ¹	受講料等の費用負担を計画している41都道府県 北海道 ² 、青森県 ³ 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ³ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ³ 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ ※ ¹ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ¹ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ¹
	代替職員雇用の費用補助を実施している15都道府県 秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、奈良県 ³ 、島根県 ² 、広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹	代替職員雇用の費用補助を計画している17都道府県 北海道 ² 、秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、滋賀県 ³ ※ ¹ 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、奈良県 ³ 、広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹
	指定研修機関に対する支援（研修体制整備等）	福島県 ² 、群馬県 ² 、宮崎県 ³ 、沖縄県 ³
二一ズ・課題等調査	岐阜県、佐賀県 ²	岐阜県、佐賀県 ²
症例検討・実践報告・研修会	福島県 ² 、兵庫県 ² 、島根県、福岡県、佐賀県 ²	福島県 ² 、兵庫県 ² 、島根県、福岡県、佐賀県 ²
制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	北海道 ² 、山形県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、宮崎県 ³	北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、佐賀県 ² 、宮崎県 ³
指定研修機関の取組み、効果の紹介	島根県	島根県
研修協力施設等への運営費の補助	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³

（都道府県に上付けしている数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す） 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業 4:勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 ※¹ 秋田県・福島県・福井県・滋賀県・広島県・徳島県・沖縄県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施・計画している。

3. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

(1) 行政処分対象事案の把握等

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めて御確認いただきたい。

(2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等の御協力をお願いする。

4. 令和6年度看護関係予算案について

(1) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

○ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。

○ 助産師活用推進事業

都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討に関する助産師就業等の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、事業の企画・実施・評価などを行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、及び助産学生等の実習施設の確保等を図る。

また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活躍・活用を推進していただきたい。

○ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。

(2) 医療提供体制施設整備交付金における事業

○ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に係る費用に対する支援を行っている。地域における指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、引き続き当該交付金を活用いただきたい。

(3) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。令和6年度についても引き続き、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。

令和6年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 512百万円(541百万円)
「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 66百万円(66百万円)
指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。
また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 **拡充** 177百万円(145百万円)
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・地域別ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 15百万円(15百万円)
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修

等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和5年度補正予算〉

- ① 地域における特定行為実施体制推進事業 31百万円
地域支援型の指定研修機関（仮称）が、地域版特定行為研修推進委員会を設置し、訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの作成や実習場所の調整、訪問看護師等が特定行為研修受講中における代替要員の調整等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
また、郡市区医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、標準的な手順書例を地域の実情に応じて調整し、その周知・広報等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
- ② 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 12百万円
タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会において、看護師による特定行為の実施が医師の働き方改革の推進に資するものとされ、特に週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い外科・救急・麻酔科等の領域において、特定行為研修修了者の活用の推進が求められる。そこで、医学系学会等による「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成に向けた修了者の活動実態の調査・分析やワーキンググループの開催、「特定行為研修修了者の活用ガイド」の普及・周知のためのシンポジウムの開催等に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業 145百万円
看護師等養成所や看護現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 235百万円（235百万円）

看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 56百万円（53百万円）

災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数

都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和5年度補正予算〉

- ① 看護補助者の処遇改善事業 4,940百万円
医療分野の中で他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者を対象に、緊急の対応として、処遇改善のための支援を行う。
- ② 看護補助者の確保・定着支援事業 69百万円
看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等の看護補助者の確保・定着に係る取組を総合的に推進する。
- ③ 中央ナースセンター事業（看護補助者の就業支援等経費部分） 52百万円
質の高い看護補助者を養成するとともに、看護補助者の就業支援を行うため、都道府県ナースセンターにおいて、就業希望者に対する研修の実施や、求人施設、求職者への看護補助者業務に係る広報を行うとともに、職業紹介を実施するためのナースセンター・コンピュータ・システムの改修等を行う。
- ④ 新人看護職員等の就業継続支援事業 28百万円
新人看護職員等の就業継続を支援するため、新人看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内にコミュニケーションをとれる場や専門家によるカウンセリング、研修を受けられる場等のコンテンツを作成する。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

167百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

63百万円(63百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

73,299百万円（75,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

(参考) 【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

助産師活用推進事業

令和6年度当初予算案（令和5年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

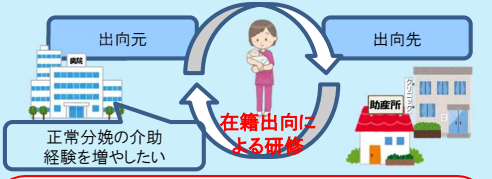
助産師出向 の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可
（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）

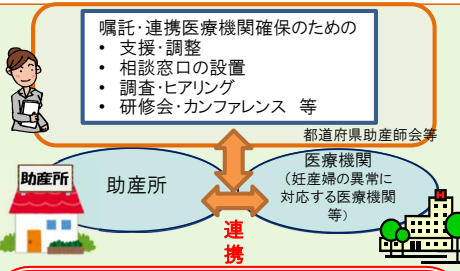


【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による
 - ・病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
 - ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
 - ・新生児蘇生の技術修練
 - ・助産学生の実習施設確保のための調整
 - ・助産師の偏在の実態把握の調査
 - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携 に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
 - 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
 - 連携状況のヒアリング
 - 連携についての情報交換会
 - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
 - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
 - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

院内助産・助産師外来 の実際及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
 - ・情報収集のための他施設の見学
 - ・業務マニュアルの策定の支援
 - ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査
- など

活用例

5. 看護業務効率化に関する取組について

(1) 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

看護現場のデジタルトランスフォーメーションを促進し、看護業務の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とした、「看護現場のデジタルトランスフォーメーション促進事業」を令和5年度補正予算事業として計上している。【PI 看 29】

施策名:看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

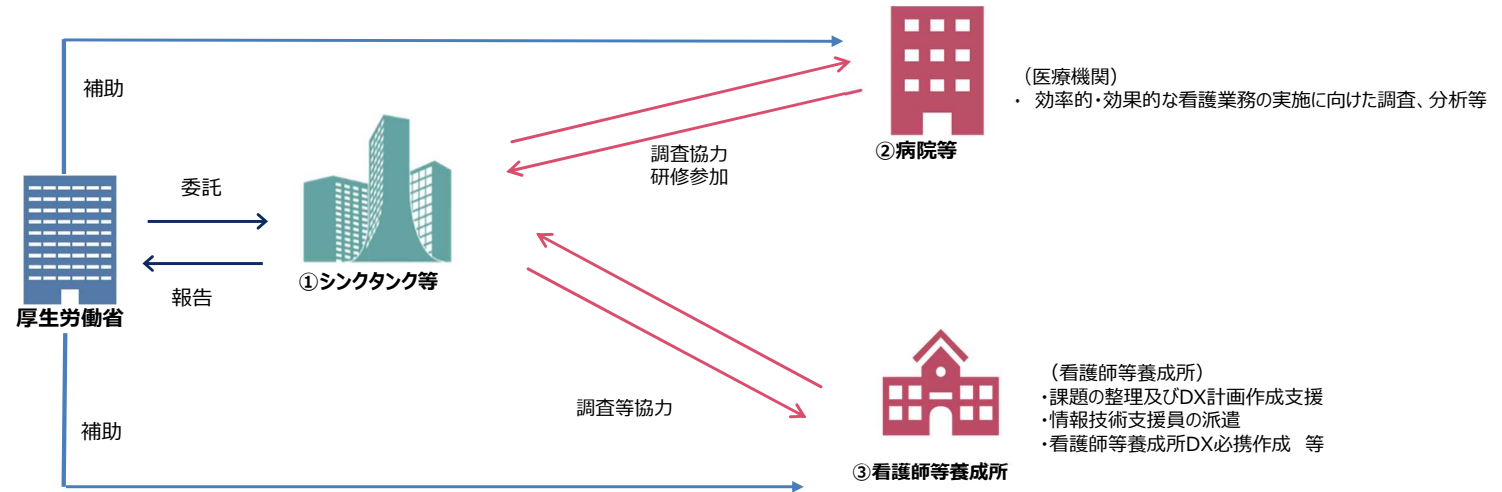
I	II	III	IV	V
			○	

看護師等養成や看護現場のデジタルトランスフォーメーションを促進し、看護業務及び看護師等養成の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

③ 施策の概要

看護師等養成所や看護現場におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

6. 看護補助者の確保・定着の為の取組について

(1) 看護補助者の確保・定着支援事業

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とした「看護補助者の確保・定着支援事業」を令和5年度補正予算事業として計上している。【PI看31】

施策名：看護補助者の確保・定着支援事業

① 施策の目的

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とする。

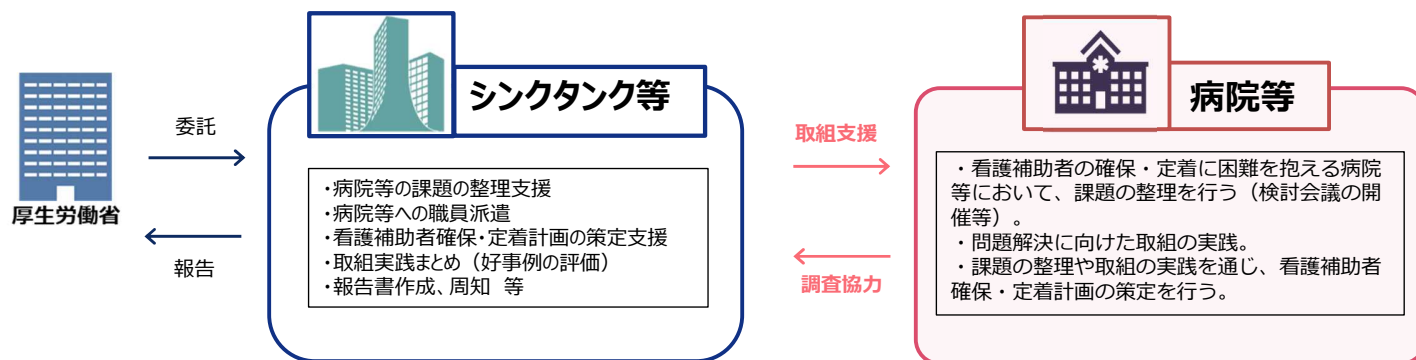
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着に向けた取組の実践を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護補助者の確保・定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保・定着のための取組を総合的に推進することにより、病院の人材マネジメント力が向上し、看護補助者の確保・定着に繋がる。

7. 新型コロナウイルスなど新興感染症対応等における看護管理者への支援について

(1) 危機管理における看護マネジメントへの支援

新型コロナウイルス感染症対応において、地域の医療提供体制維持のために看護管理者が重要な役割を果たしたことから、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理に関する看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を、各都道府県等において実施することが可能となるよう、研修開催のためのガイドライン及び研修コンテンツを作成した。各都道府県においては、当該ガイドライン・コンテンツを活用するなどし、有事の際の危機管理に関する看護マネジメント能力の向上に資する研修の実施に御協力をお願いしたい。【P I 看 33】

危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業

背景・事業目的

令和5年度要求額（令和4年度予算額）6.7百万円（1.1百万円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施した。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成・更新

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成し、試行後に更新を行う。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

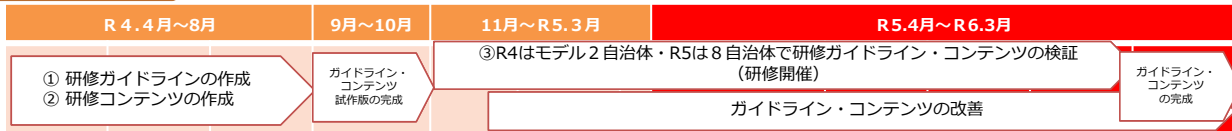
③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証・改善

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆内容
 - 組織において必要な看護職員確保策
 - 人的資源の再配分
 - 患者受け入れに向けた組織内の準備
 - 組織内外のリソースの活用
 - 患者及び職員の心身の安全管理
 - 医療機関等の機能の維持
 - 地域の医療提供体制維持のための看護職員活用

スケジュール



補助先

日本看護管理学会